

# 研究動向からみた知的障害者に対する障害者虐待の実態と 虐待防止策の現状と課題

市川 和男

知的障害を主たる対象者とした障害者支援施設における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の実態や虐待防止策に対する現状と課題を、障害者虐待防止法施行後の研究動向から明らかにすることを目的として、国立情報学研究所 CiNii、NDL-OPACにて文献検索した。障害者虐待防止法が施行された2012年10月から約4年間における14件の研究報告の中から、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する7件を対象に研究動向を分析し考察することで、障害者虐待の実態と虐待防止策の現状と課題として「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の実態の動向と課題」「虐待防止研修の動向と課題」「市町村障害者虐待防止センター職員の利用者へのアセスメントの現状と課題」「障害者福祉施設従事者の利用者へのアセスメントの現状と課題」「障害者支援施設における虐待発生に伴う対応の過程の現状と課題」の5つの側面から示唆された。

キーワード：知的障害 虐待防止策 市町村障害者虐待防止センター 障害者福祉施設従事者 アセスメント

## 1. はじめに

平成23(2011)年6月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」とする）」が公布され、同法における「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者であり、「障害者虐待」とは、1) 養護者による障害者虐待、2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、3) 利用者による障害者虐待であることが定義された。

しかし、障害者虐待防止法が、平成24(2012)年10月から施行されて約4年半が経過しようとする中、平成26(2014)年6月山口県下関市内の知的障害を主たる対象者とした障害者支援施設に通所していた当時20歳の男性に対して、職員による暴行行為が告発され、職員が暴行罪で逮捕さ

れる事件（山口新聞、2014）や、平成25(2013)年11月千葉県袖ヶ浦市内の知的障害を主たる対象者とした障害者支援施設に入所していた当時19歳の男性に対して、職員による暴行行為が原因で死亡し、職員が傷害致死罪で逮捕される事件（産経新聞、2015）が発生しており、知的障害を主たる対象者とした障害者支援施設を利用している知的障害者に対する虐待が跡を絶たない現状である。

平成28(2016)年12月に公表された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省、2016c）」では、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」として市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例の件数は「養護者による障害者虐待」1,593件に次いで多い339件であり、その中で、「被虐待者の障害の種別」では「知的障害」83.3%であり、障害種別の中で知的障害が被虐待者の割合が最も

多い実態が報告されている。

さらに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（厚生労働省、2016d）」第三条第一項では、「指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。」、第二項では「指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と定め、第三項では、「指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」とした障害者支援施設の一般原則を定めており、知的障害を主たる対象者とした障害者支援施設を利用している知的障害者に対して、この一般原則に基づく支援が一層求められているともいえる現状である。

## 2. 目的

知的障害を主たる対象者とした障害者支援施設における「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の実態や虐待防止策に対する現状と課題を「障害者虐待防止法」施行後の研究動向から明らかにする。

## 3. 方法

### 3-1 対象

国立情報学研究所 CiNii、NDL-OPAC において「知的障害者」「虐待」「施設」のキーワードで検索し、「障害者虐待防止法」が施行された2012年10月から2016年12月までの約4年間における厚生労働科学研究の報告書を除いた研究報告を対象とする。

### 3-2 分析方法

「障害者虐待防止法」に関連した研究の現状について概観し、障害者虐待別の研究（養護者による障害者虐待に関する研究、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する研究、使用者による障害者虐待に関する研究）、障害者虐待別以外の研究（市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの現状と課題に関する研究、相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターの現状と課題に関する研究、都道府県・政令指定都市における障害者虐待防止・権利擁護研修の現状と課題に関する研究）から、主に、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する研究における研究動向を分析し考察することで、今後の課題を明らかにする。

## 4. 結果

### 4-1 「障害者虐待防止法」に関連した研究の現状

「障害者虐待防止法」が施行された2012年10月から2016年12月までの約4年間における厚生労働科学研究などの報告書を除いた研究報告は合計14件であり、障害者虐待別の研究は4-2-1から4-2-3の計10件であった。また、障害者虐待別以外の研究は下記の4-3-1から4-3-3の計4件であった。

### 4-2 障害者虐待別の研究

#### 4-2-1 養護者による障害者虐待に関する研究

養護者による障害者虐待に関する研究は2件である（Table.1）。

#### 4-2-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する研究

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する研究は7件である（Table.2）。

#### 4-2-3 使用者による障害者虐待に関する研究

使用者による障害者虐待に関する研究は1件である（Table.3）。

### 4-3 障害者虐待別以外の研究

#### 4-3-1 市町村障害者虐待防止センター及び

Table.1 養護者による障害者虐待に関する研究

研究内容	著者・出版年
自治体に対する聞き取り調査により対応の実態を探索的に把握し分離保護の課題を明らかにすることを目的とし、被虐待障害者や養護者に対する支援に先進的に取り組むさいたま市、伊勢原市、蒲郡市、足立区、堺市の5自治体の市町村障害者虐待防止センターを対象として聞き取り調査を実施した研究。	大村、志賀ら 2014
相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターにおける障害者虐待に関する全国の事例収集や相談支援の実態を把握することを目的とし、全国の相談支援事業所3,066ヶ所、障害者就業・生活支援センター317ヶ所を調査対象として、相談機関における認知状況及び業務実態に対する質問紙調査と、そのうち相談支援事業所406ヶ所、障害者就業・生活支援センター61ヶ所を対象として、「虐待事例の認識あり」もしくは「通報・届出あり」と回答した事例に対する質問紙調査を実施した研究。	大村、志賀ら 2013

Table.2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する研究

研究内容	著者・出版年
知的障害者支援領域における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止及び権利擁護の推進のための取組みの実情及び課題を明らかにすることを目的とし、横浜市知的障害関係施設協議会、川崎市障害福祉施設事業協会、神奈川県知的障害福祉協会に加盟する障害者福祉施設従事者を対象として、施設長などマネジメントに関わる管理者への質問紙調査492件と日常的に利用者支援に関わる支援への質問紙調査1,476件を実施した研究。	鈴木、横川 2016
障害者虐待防止や権利擁護の推進の取組みの実情と課題を明らかにすることを目的とし、横浜市知的障害関係施設協議会、特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会に加入する障害者福祉施設従事者を対象として、施設長などマネジメントに関わる管理者への質問紙調査295件と日常的に利用者支援に関わる支援への質問紙調査875件を実施した研究。	鈴木、横川ら 2015
知的障害者支援施設における施設内虐待の実態として職員が利用者に対して加害者となる場合や利用者が職員に対して加害者となる場合の障害者支援施設内の虐待の実態を把握することや、障害者支援施設の危機管理や職員研修のあり方を検討することを目的とし、文献検索による文献調査や筆者が関わる1施設を対象として、ロールプレイを用いた職員研修を実施した研究。	石川、佐藤 2014
虐待が認定された事例の分析から、障害者支援施設を運営する組織、市町村や都道府県の運営管理上の役割や課題の考察を目的とし、国および都道府県が公表している調査結果報告書などの文献調査や虐待事件として新聞等に報道された3つの障害者支援施設への訪問調査を実施した研究。	志賀、相馬ら 2014
知的障害者の入所や通所の障害者支援施設における職員による利用者に対する虐待の原因や支援のあり方を分析し提言することを目的とし、文献検索による文献調査を実施した研究。	平本 2014
知的障害者の体験世界を明らかにすることを目的とし、筆者が関わる知的障害者授産施設1施設の利用者47名を対象として、いじめや虐待の有無を含む面接調査を実施した研究。	愛甲 2014
障害者虐待防止や権利擁護の推進の取組みの実情と課題を明らかにすることを目的とし、横浜市知的障害関係施設協議会に加入する障害者福祉施設従事者を対象として、施設長などマネジメントに関わる管理者への質問紙調査97件と日常的に利用者支援に関わる支援への質問紙調査485件を実施した研究。	鈴木、横川ら 2014

Table.3 使用者による障害者虐待に関する研究

研究内容	著者・出版年
特例子会社の障害者雇用状況や障害者の権利利益の擁護に関する取り組みについて障害者雇用がある特例子会社31社を対象とし、電話やメールによる聞き取りや、そのうち7社へのヒアリング調査を実施した研究。	志賀、小川ら 2015

都道府県障害者権利擁護センターの現状と課題に関する研究

市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの現状と課題に関する研究は1件である (Table.4)。

4-3-2 相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターの現状と課題に関する研究

相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターの現状と課題に関する研究は2件である (Table.5)。

4-3-3 都道府県・政令指定都市における障害者虐待防止・権利擁護研修の現状と課題に関する研究

都道府県・政令指定都市における障害者虐待防止・権利擁護研修の現状と課題に関する研究は1件である (Table.6)。

## 5. 考察

5-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の実態の研究動向と課題

鈴木・横川ら (2014、2015、2016) による研究

Table.4 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの現状と課題に関する研究

研究内容	著者・出版年
市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターにおける障害者虐待事例の認知状況の把握や、障害者虐待の通報システムの経年変化の課題について考察することを目的とし、全国の障害者相談支援事業所 2,617 ヶ所と障害者就業・生活支援センター 325 ヶ所を対象として質問紙調査を実施した研究。	相馬、志賀ら 2015

Table.5 相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターの現状と課題に関する研究

研究内容	著者・出版年
相談支援事業所と障害者就業・生活支援センターにおける平成 25 (2013) 年度の虐待やその疑いを含む事例の認知状況を把握し、同様の手法で把握した平成 24 (2012) 年度の調査結果と比較し国の調査を補完する基礎資料を得ることを目的とし、全国の相談支援事業所 2,681 ヶ所と障害者就業・生活支援センター 323 ヶ所を対象として質問紙調査を実施した研究。	五味、志賀ら 2014
相談支援事業所や障害者就業・生活支援センターが把握している障害者虐待やその疑いを含む事例の類型を量的に把握し、回答者の主観的な「深刻度」の判断から事例の緊急性を整理することで国の調査を補完する基礎資料を得ることを目的とし、全国の相談支援事業所 452 ヶ所と障害者就業・生活支援センター 60 ヶ所を対象として質問紙調査を実施した研究。	五味、志賀ら 2014

Table.6 都道府県・政令指定都市における障害者虐待防止・権利擁護研修の現状と課題に関する研究

研究内容	著者・出版年
平成 24 (2012) 年度から国が実施している「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」を基に、都道府県が地域生活支援事業として実施している「障害者虐待防止・権利擁護研修」のプログラムや実施状況を把握し、今後継続的に実施される研修の在り方を検討することを目的とし、47 都道府県と 20 政令指定都市を対象として質問紙調査を実施した研究。	村岡、相馬ら 2015

では、被虐待者となる割合が高い知的障害を主たる対象として、神奈川県内の横浜、川崎、地域の 3つの地域における障害者支援施設等の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止及び権利擁護の推進のための取組みの実情及び課題を明らかにするための縦断的研究が 2013 より 3 か年に渡り行われている。

方法として、職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘むために、障害者支援施設等の職員に周知徹底を図るための「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)(厚生労働省、2012a)」に掲載されている「虐待防止チェックリスト」を用いて、「(1) 管理者(事業者)調査」「(2) 支援者調査」「(3) 管理者(事業者)調査と支援者調査の比較」を実施した分析結果が報告されている。

3年間の「(1) 管理者調査」の結果から、管理者が「虐待防止チェックリスト」の質問項目に「よく当てはまる(行っている)」と回答し、年々増加した質問項目は、「苦情解決制度は活用されている」「施設内で虐待事案の発生時の対処方法、

再発防止策を具体的に文章化している」「職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図られている」であり、管理者として虐待・権利侵害防止及び権利擁護を推進している現状を指摘している。

一方で、管理者が「虐待防止チェックリスト」の質問項目に「全く当てはまらない(行っていない)」と回答し、年々増加した質問項目は、「地域ボランティアや実習生、福祉オンブズマン等からの声を、第三者の声として積極的に聴いている」「緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き方法については、利用者や家族に事前に説明を行い、同意を得ている」「個別支援計画にもとづき適切な支援を実施している」「事業所外部の第三者の尊重」「利用者の同意」「個別支援計画の丁寧な履行」であり、外形的には表れにくい取組みについては課題があることを指摘している。

また、「(2) 支援者調査」の結果から、支援者が「いつもよく意識できている」という項目と、支援者が「いつもよく実践できている」項目の差の結果から、意識と実践のずれが生じている項目は、「意思決定支援」「分かりやすい説明」「威圧的態度、命令語、叱責語を使用しない」「子ども扱いしない」であり、利用者の尊厳に深く関わる

基本的項目に及んでいることを指摘している。

また、支援者が「いつもよく意識できている」という項目と、「いつもよく実践できている」項目の差について、相関関係を分散図で示した結果、意識・実践ともに高い項目順として上位群、中上位群、中下位群、下位群の四群に分けられた。

上位群では、障害者虐待防止法に定める虐待の類型に関する項目、中上位群では、プライバシーや情報管理に関する項目や、活動時の強制に関する項目であり、日常場面で支援者が意識しやすく比較的歯止めが利きやすい傾向があることを指摘している。

一方、下位群では、利用者の一人ひとりの権利の尊重、個別的な対応、個別支援計画の遵守、一人ひとりの障害特性への配慮、意思決定支援等の項目であり、支援者は、利用者の個別性に応じた対応や支援、配慮が困難であり、上司や同僚に相談できずに悩みやストレスを抱えている傾向があることを指摘している。

さらに、過去3年間の「(3) 管理者調査と支援者調査の比較」の結果から、管理者の方が「よく当てはまる(行っている)」と回答し、支援者の回答と乖離している質問項目は「職員の自己研さんの場が設けられている(OJT及びOFF-JTの総計)」「地域ボランティアの受け入れ」「職場での人権研修等の開催(各種研修の総計)」「情報開示」「施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策の文章化」「監査」「情報開示」「再発防止策の文章化」「虐待防止責任者を定める」であり、家族へのインフォームドコンセントなどの対外的、組織的対応が重要な事柄や透明性の確保、職員の研修や自己研鑽の保障について管理者と支援者の認識に課題があるため、管理者と支援者の情報共有や意思疎通を図り事業所が一体となって虐待、権利侵害防止及び権利擁護推進に努める必要があることを指摘している。

しかし、以上の鈴木・横川ら(2014、2015、2016)による研究は、実際には、3か年続けて調査を実施しているのは横浜の地区のみであり、各年度の調査票の回収率の推移は、横浜(34.0%、46.6%、34.0%)、川崎(32.8%、41.4%、—%)の地域は、約3割から4割。県域(18.0%、—%、

—%)は、約1割に留まっている。そのため、3つの地域において縦断的な視点から障害者虐待防止及び権利擁護の推進のための取組みの実情や課題を把握し、般化できる内容として捉えることは難しいと考えられる。

さらに、鈴木・横川ら(2014、2015、2016)による研究の調査対象の障害者支援施設は、児童福祉法の障害児入所施設から、障害者総合福祉法の自立支援給付事業、市町村の地域生活支援事業による移動支援や相談支援、発達障害者支援法の発達障害者支援センター、その他市町村による障害福祉サービスなど多岐にわたり、中でも障害者総合福祉法の自立支援給付事業では3か年(2013、2014、2015)ともに生活介護の調査票の回収率として、「(1) 管理者(事業者) 調査」では、33.8%、34.7%、35.3%であった。また、「(2) 支援者調査」では、35.3%、34.6%、34.3%であった。3か年の平均回収率は、38.2%であり、自立支援給付事業の中の約3割であると同時に、同事業のなかで回収率が最も多い状況であった。次いで、就労継続支援の調査票の回収率として、「(1) 管理者(事業者) 調査」では、3か年ともに14.9%、15.3%、11.8%であった。また、「(2) 支援者調査」では、14.6%、17.4%、12.1%であった。さらに、自立支援給付事業の居宅介護の調査票の回収率として、「(1) 管理者(事業者) 調査」では、3か年ともに、0%、0%、0%であった。また、「(2) 支援者調査」では、0.5%、0.2%、0%であり、自立支援給付事業の中の3か年の平均回収率の1割にも満たない状況であった。

全国の国民健康保険団体連合会による、支払い実績における「障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系(平成28年3月現在)(厚生労働省、2016a)」の中の事業者数、利用者数は、全事業者数74,787か所、全利用者数1,084,901人であり、居宅介護19,324か所(25.8%)、162,892人(5.0%)。就労継続支援13,117か所(7.5%)、267,148人(24.6%)。生活介護9,240か所(12.3%)、266,446人(24.5%)。の順で事業者数が多い状況である。

以上の国民健康保険団体連合会の支払い実績に基づいた報告から、利用者数は、就労継続支援、生活介護、居宅介護の順で多い状況と、鈴木・横

川ら（2014、2015、2016）による研究の3か年における「(1) 管理者（事業者）調査」や「(2) 支援者調査」の障害者支援施設別の調査票の回収率の推移と状況が異なるため、「(1) 管理者（事業者）調査」や「(2) 支援者調査」の調査結果に偏りが生じていることが考えられる。

さらに、鈴木・横川ら（2014、2015、2016）による研究では、研究の調査対象者である障害者支援施設の管理者（事業者）や支援者の回答者の選定については、各事業所に対象者の選定を委ねているため、回答者の職位や年齢に偏りが生じていることが考えられる。中でも、3か年の回答者の職位は、「(1) 管理者（事業者）調査」では、約5、6割が施設長・所長、約1、2割がサービス管理責任者・管理者であり、「(2) 支援者調査」では、約5、6割が支援員・指導員、約1、2割がサービス管理責任者・管理者である。

さらに、3か年の回答者の年齢は、「(2) 支援者調査」では、20歳から49歳までが約8割、50歳以上が約1、2割であった。

平本（2014）による研究では、「2. 施設職員による不適切な関わりはどのように起こるのか」、の項目の中で、「1) 施設内虐待の原因（法人、施設）」は、高い離職率があり、5年以上の経験年数を持つ中間層が不足し、経験年数が浅い職員が多くなるため、明確な根拠を持った支援が難しく、職員個人の感覚に基づく支援になる可能性があり、結果的に不適切な関わりになりかねない。ことを指摘している。しかし、石川、佐藤（2014）は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省、2013a）」より、虐待者の年齢は、60歳以上が21.8%、50～59歳が19.5%であり、直接的な支援をおこなう生活支援員が虐待をしていた割合が高く、職員の職種では、生活支援員や管理職が65.4%、50代から60代以上のベテランの加害者が多い状況であること。また、利用者と職員の日常における相互関係性が環境面や制度面から影響を受けていること。さらに、その影響が改善・修正されることなく継続されくりかえされることで強化される点を指摘している。

さらに、志賀、相馬ら（2014）による研究では、

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省、2012b、2013a）」の中で、虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種別の状況は、設置者・経営者あるいはサービス管理責任者の行った虐待が、平成24（2012）年度21.8%、平成25（2013）年度12.0%あることから、虐待を行った障害者福祉施設従事者等は、50歳以上が多い傾向があり、サービス管理責任者や障害者支援施設の設置者・経営者も少なくなく、社会的責任の重さや経験年数が、虐待の抑制機能として働いていないと推測されることを指摘している。

最新の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省、2016c）」によれば、虐待者の職種は、生活支援員44.5%、管理者10.9%、世話人7.5%、指導員6.8%、その他従事者が6.1%の順で多く、年齢では、60歳以上37.4%と最も多く、次いで50～59歳が21.6%、40～49歳が18.2%の順であり、50歳以上の虐待者が全体の6割近くを占めていることから、鈴木・横川ら（2014、2015、2016）による研究では、「(1) 管理者（事業者）調査」や「(2) 支援者調査」の調査結果に偏りが生じていると考えられる。

また、平本（2014）による研究では、経験年数の浅い職員が多くなることにより虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例が多くなるのではなく、障害者福祉施設従事者等には、経験のある職員層に虐待を行うリスクがあり、経験の浅い職員層に影響を及ぼしている可能性があることから、経験の浅い層にも虐待者がみられると考えられることを指摘している。以上から、今後、経験のある職員層に対する職員の研修の在り方が課題であると考えられる。

さらに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（厚生労働省、2006）」では、運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として、委員会の設置等、必要な体制の整備が求められ、虐待防止委員会の責任者は、通常管理者が

担うことになり、虐待防止委員会を組織的に機能させるために各サービス事業所の管理責任者や各サービス事業所のサービス提供責任者、サービス管理責任者、ユニットリーダー等各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を「虐待防止マネジャー」として配置することが定められている。

そのため、鈴木・横川ら（2014、2015、2016）による研究については、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の実態の把握には、調査対象である3つの地域や障害者支援施設別の管理者（事業者）や支援者の対象として、経験のある職員層の支援者を対象とした調査や、虐待防止を中核的に担うサービス管理責任者を対象とした調査を実施することで、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の実態や課題を明らかにし、対策を検討することも重要であると考えられる。

## 5-2 虐待防止研修の動向と課題

石川、佐藤（2014）による調査では、職員が利用者に対して加害者となる場合や利用者が職員に対して加害者となる場合の障害者支援施設内の虐待の実態把握に関する「(1) 先行研究の概観」において、利用者への障害者支援施設内虐待が発生する背景・共通する条件や未然防止の研究は進められているが職員研修の具体的な方法論が確立されているとはいえないことを指摘している。

次に、「(2) 障害者の虐待防止法とその実態」から、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書（厚生労働省、2013a）」より、職員の職種で生活支援員や管理職が65.4%、50代から60代以上のベテランが虐待者であり、利用者と職員の日常における相互関係性が環境面や制度面において影響を受け、改善・修正されることなく継続され繰り返されることで強化される点を指摘している。

さらに、「(3) 事件化した施設職員による虐待事件の事例」から、障害者福祉施設従事者等による虐待行為の共通した特徴として、不穏な状態にある利用者の自傷他害行動を抑制するために、熱心なベテラン職員が次第に虐待へ発展し、新人職員に影響を与える職場環境がある点を指摘している。

また、志賀、相馬ら（2014）による研究では、「(2) 虐待と認定された事例をもつ施設への訪問・聞き取り調査結果ならびに事件後に第三者検証委員会を設置し提出された答申書」において、虐待事案が発生する前の障害者支援施設の状況、虐待発覚後の対応や現在に至るまでの組織的な対応について、障害者支援施設単位に障害者福祉施設従事者等の虐待の詳細な事例の情報を得るための調査を実施した。その結果、経験豊富な職員による虐待につながる不適切な支援については、他の職員が「間違っている」と気づいても直接注意や上司に報告しづらい風土が出来やすいことを指摘している。

さらに、過去に虐待に関連した運営上の問題や苦情解決等における権利擁護の問題解決の経験が少ない障害者支援施設では、虐待発覚直後に職員間で「何が虐待に相当するか」という混乱が生じる場合があるため、利用者の権利擁護の視点から利用者向き合う姿勢を職場全体で醸成するために、支援に迷う事例、不適切な支援の事例を職場内で積極的に取り上げ、職員間で議論や検討を行うことも重要な有効な手段であることを指摘している。

また、村岡、相馬ら（2015）の47都道府県・20政令指定都市における障害者虐待防止・権利擁護研修の現状と課題に関する研究（回収率：54件80.6%、内訳：都道府県40件85.1%、政令指定都市14件70.0%）によれば、研修の開催形式の特徴として、「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（以下、国研修）は、「共通研修を受講した後、コース別研修を受講する流れ」である。

しかし、47都道府県と20政令指定都市において地域生活支援事業として実施している「障害者虐待防止・権利擁護研修」（以下、県研修）のカリキュラムやプログラムや実施状況に関して、国研修に準じている自治体が多いが、「共通研修、コース別研修それぞれに受講者を募っている」都道府県もあり、中には、「都道府県・市町村虐待防止担当職員研修、障害者福祉施設等設置者・管理者研修、虐待防止マネジャー養成研修の各研修のカリキュラムに共通研修科目を組み込む形」や「講義・演習スタイルではなく、講演、シンポジウム、事例発表会といった形式」により、「実施

回数、時間、コース、受講対象者は各地で異なる」現状があることを指摘している。

石川、佐藤(2014)が、「職員研修の具体的な方法論が確立されているとはいいがたい」と指摘するように、特に、虐待防止研修の県研修では、1) 研修プログラムやリキュラム及び他の研修と関連したプログラム。2) 研修の実施方法。3) 受講対象者。4) 研修時間。について各地方自治体で開きがある状況である。そのため、これまで実施してきた国研修や県研修と障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の実態の効果を検証し、虐待防止研修の内容を検討することが重要であると考えられる。

### 5-3 市町村障害者虐待防止センター職員の利用者へのアセスメントの現状と課題

志賀、相馬ら(2014)による研究では、国が公表している「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書(厚生労働省、2012a、2013a)」や、一部の都道府県が公表している虐待の具体的な事例や虐待防止の取り組みのデータにおける、「市町村や都道府県が虐待として認定した件数とその割合」について調査した。

その中で、全国の障害者福祉施設従事者等の虐待が認定される割合は、認定調査件数あるいは通報・相談件数の1割から2割に過ぎないことを指摘し、「地方自治体の障害者福祉施設従事者等の虐待の通報件数、認知件数の取組状況」として、地方自治体によっては、障害者福祉施設従事者等の虐待通報件数が22倍の開きが存在し、虐待認知件数も2年続けてゼロ件の自治体が3件あることから、虐待防止に関する通報・相談・認知体制整備が十分でない地域の存在が疑われることを指摘している。

また、「障害者虐待防止法」の「第三十四条(市町村等における専門的に従事する職員の確保)」の中で、「障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。」と規定

しているが、虐待防止に携わる具体的な職員の職種、任用資格や国家資格、専門職の要件については定められていない現状であることから、市町村職員による「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断」することに対する限界や、判断を行う信憑性に疑問があると考えられる。

特に、知的障害があり行動障害を伴う「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断された利用者には、その成育歴や家庭状況に関する社会的な理解、利用者の行動や言語の表現性を補うために、様々な心理検査や、知的障害の利用者の心理的な理解や応用行動分析学などによる行動理解(機能的アセスメント)を行いながら利用者をアセスメントする専門性も必要である。

そのため、都道府県や政令指定都市で障害判定を実施している知的障害者更生相談所や児童相談所における知的障害者福祉司や児童福祉司、児童心理司(心理判定員)のなど専門職の積極的な活用を虐待防止法に位置付けていない現状からも、積極的な活用を可能とする法改正や体制の整備が望ましいと考える。

### 5-4 障害者福祉施設従事者等の利用者へのアセスメントの現状と課題

石川、佐藤(2014)による調査による研究では、「(4) 事件化した施設職員による虐待事件の事例」から、障害者支援施設利用者による職員への暴力の件数についての調査がないことから、その実態が明らかになっていないことを指摘している。また、日々の生活のなかで知的障害の利用者も、不快なできごとに遭遇し、不穏な状況に陥ることもある。また、言語化や環境への適応が充分でない利用者は、生育過程で養育者等から虐待を受けている場合も稀ではないことも指摘している。

さらに、一方で「(5) 施設運営の危機管理上の課題」の視点から、虐待は突発的に起こるのではなく、日々の生活支援上の行為の一つが虐待へと変化して発生することもあり、障害者支援施設における虐待を防止するために、職員自らの経験を言語化し自己覚知することや、職員同士が互いに「被害者を作らない」「加害者を作らない」という視座を持ち、障害者支援施設内で虐待を発生しな

い環境作りに取り組む重要性があることを指摘している。

石川、佐藤（2014）による2012年、2013年に障害者支援施設で実施したロールプレイ研修における実践による「(6) 職員研修と参加者の反応の考察」から、危機管理の取り組みの基本は、職員研修を行い職員の専門性を磨くことであるが、実際は、人員の確保の面で職員が職員研修の参加やスーパービジョンを受ける機会が難しい現状にある。しかし、利用者の障害の複雑化やニーズの多様化から、障害特性を体験的に学ぶ機会が必要であることを指摘している。特に、通常の日常生活の支援行為が、ある状況下で虐待へと異変することから、職場内の環境的配慮としての危機管理として、職員が自己覚知や他者理解を行い「今ここにある危機」に気づき「行為を選択する」ことができるためにも、ロールプレイを活用した職場研修は両者を引き出す可能性があることが示唆されたことを指摘している。

「障害児支援の在り方に関する検討会報告書（厚生労働省、2014b）」によれば、「自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴とした行動障害は、障害特性を理解した適切な支援を行うことにより減少することが報告されている。障害者支援施設においては、行動障害に対応した加算が算定されているが、虐待事案において行動障害を有する者が被虐待者となる事案も少なくない。」と指摘されており、「平成25（2013）年度から、障害特性を理解して適切な支援を行う職員の人材育成を行うため、強度行動障害支援者養成研修が開始された」という点も同報告書で指摘している。

志賀、相馬ら（2014）による研究では、「被虐待者の性別、年代、障害程度区分（現在は障害支援区分）別、行動障害の有無の件数」として、障害者支援施設における20歳代の男性の知的障害者の困難事例が身体的虐待、心理的虐待を受けるリスクが高いと考えられることを指摘し、「虐待を行った施設従事者の職種別の状況」として、虐待を行った障害者福祉施設従事者等は、50歳以上が多い傾向があり、サービス管理責任者や障害者支援施設の設置者・経営者も少なくなく、社会

的責任の重さや経験年数が、虐待の抑制機能として働いていないと推測されることを指摘している。

障害者支援施設においては、行動障害に対応した加算が算定されているが、虐待事案において行動障害を有する者が被虐待者となる事案も少なくない。と指摘されており、「平成25（2013）年度から、障害特性を理解して適切な支援を行う職員の人材育成を行うため、強度行動障害支援者養成研修が開始された」という点も同報告書で指摘している。

強度行動障害支援者養成研修では、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者用テキスト（厚生労働省、2014a）」が用いられ、重度の知的障害のある人や自閉症の人が、本人が理解できないような指示を受けたり行動を促されたりしたときに、激しい自傷行為や他害行為、または金切り声をあげたりかんしゃくを起こすことや「①自らの身体・健康に著しい危険をもたらす行動。②他者の身体・健康に著しい危険をもたらす行動。③有意義な学習・労働・レジャーへの参加を著しく妨げる行動。」の3点のどれか1つに当てはまるものが「問題行動」として捉えてしまう支援者が少なくないことを指摘している。

さらに、その行動が本当に「問題行動」なのかを整理して考えることも必要であり、「本人にとって、「その行動の意味は何なのか」「他人に迷惑をかけていることなのか」「場面によっては、問題でなくなることもあるのか」などといった視点で見ることによって、問題となる行動の背景を探り、より適切な対応を考えることの重要性について示している。

また、「問題行動」といわれる行動を理解するために、「問題行動」として顕在化している状態と潜在化している水面下の状況を氷山に例え、氷山の全体像を見る時には、水面上に見える氷山の一角に注目するのではなく、水面下の隠された大きい部分を見ることが重要である「氷山モデル」の考え方を言い、かんしゃくや奇声、他害・自傷行為、不適切な行動、強いこだわりといった行動を水面上に見えるものとして考え、水面下にはそれ以上に多くの要因があることを想定して支援を検討していくことの必要性が基本であることを指

摘し、強度行動障害のある人のアセスメントの方法について述べている。

強度行動障害は、強度行動障害特別処遇事業や加算費の対象であり、制度上利用者の状態を評価し判定することを目的とした判定基準が開発されて運用されている。強度行動障害を頻度と強度という2つの軸で評価する「強度行動障害判定基準」が弘済学園の飯田雅子氏らの研究班が中心に作られ、11項目について、頻度に応じた得点を付け、合計得点が10点以上の場合、強度行動障害と定義した。この判定基準は1993年から20点以上が「強度行動障害者特別処遇事業」の当該者として2012年3月まで使用された。

現在は、強度行動障害判定基準に「独自の表現方法を用いた意思表示」や「言葉以外の手段を用いた説明理解」などのコミュニケーション能力の評価を加えた「行動援護の支給決定基準」が作られている。行動援護の支給決定の要件としては、「①障害程度区分3以上。②「行動援護の支給決定基準」8点以上であり、障害程度区分における行動関連項目から抽出された11項目とてんかんに関する医師の所見を合わせた12項目で判定されている。」ことを、判定基準表とともに紹介している。

「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者用テキスト（厚生労働省、2014a）」では、その他に、知的障害や自閉症の言動を観察し、さまざまな角度から評価する評定尺度として、日常生活に困難を示している人の困難性が自閉症の特性に由来するものであるか否かの判断や、対象者の支援ニーズと支援の手がかりを把握するために開発された「PARS（広汎性発達障害日本自閉症協会評定尺度）」や、行動障害に特化した評定尺度の「ABC-J（異常行動チェックリスト日本語版）」、さらに評定尺度の他に、利用者の観察の結果から、行動の原因を推定する「機能的アセスメント（機能分析、ABC分析）」の手法を紹介し、強度行動障害は障害特性と環境との相互作用の中で引き起こされている状態であり、様々な手法を用いて理解することが可能であるため、強度行動障害の言動は、周囲を「困らせる」行動ではなく、本人が「困っている」サインの表れであることを明確に

指摘している。

さらに、愛甲（2014）による研究は、「障害者虐待防止法」が施行後の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する研究の中で唯一、知的障害の当事者に直接、面接調査を実施した研究であり、知的障害のある対象者は、自分自身や他者をどのように捉えているかについて、「(1) 面接調査」や、「(2) HTP（投影法）心理検査」の結果から、これまで親から虐待される不条理さや、級友だちからいじめられた哀しみが秘められ、心理検査で表現された描画の中で、他の人との関係に自信が持ちづらく、貧弱な自己像を持ちやすい当事者の姿が明確に示されていることを指摘している。

また、面接調査でHTP（投影法）心理検査を用いることについて村上（2011）は、字が読めない年齢の被験者や知的水準の低い児童を対象としても施行が可能であり、また、発達障害児のような言語的に上手く対応できない児童でも実施できる利点があり、他の知能検査や発達検査と併用しながら、知的障害のある当事者の内面の変化は捉える方法の一つとして有用であることを述べており、愛甲（2014）の研究による「(1) 面接調査」や、「(2) HTP（投影法）心理検査」の結果からも、表面上は明るく障害者福祉施設従事者等の指示に従い、訓練期間を問題なく終了する青年の中には、適応障害の症状が見受けられる対象者もあり、心の傷が癒えないでいる当事者もいることが推察されると指摘している。

それらの心理検査を「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断された利用者のアセスメントに用いることにより、知的障害のある当事者の内面に寄り添うことが可能であり、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（厚生労働省、2016b）」の中で、具体的な対応としてアセスメントを行う際には「真のニーズを発見して、その実現に向けたQOLの向上ための支援を進める」重要性について述べており、「1）好きなこと 苦手なこと。2）得意なこと・強みと弱み。3）コミュニケーションレベル（表現性、受容性）。4）一つひとつの場面や状況をどのように理解してい

るのか。5)「何が」わからないのか。6) どのような刺激に敏感又は鈍感か。7) 健康上の課題、合併する障害。」についてアセスメントの重要な項目としてとりあげているが、「どのように確認(調査・検査など)し、判断するのか」という具体的な方法については、マニュアルで示されていない。

また、奥田(2001)は、「個々の事例を重ねていくことで一般的知識を明らかにしようとする事例研究は重要な取り組みである」といえるが、「我が国で行われている事例研究のほとんどがエピソード中心であり、現実の問題に対して解決のための条件を客観的な方法で検討した研究はみられない」と指摘し、「行動の諸原理をさまざまな社会的問題に適用し、介入とその効果の関係について因果分析を行う実験的手法を用いる」ことで社会的問題を解決する条件を明らかにする応用行動分析学による行動論的理解(機能的アセスメント)や介入が重要であることや、アメリカでは、1970年代の虐待に対応する実証的な知見が蓄積されて介入が行われていることを指摘している。

以上から、障害者福祉施設従事者等は、知的障害の利用者の心理的な理解や応用行動分析学などによる行動理解(機能的アセスメント)を行いながら利用者をアセスメントする専門性も必要であり、障害者福祉施設従事者等は、利用者信頼関係を深める視点を持つことができるように自己覚知を行い、支援の質の向上を図り、障害者虐待を防止することができる障害者福祉施設従事者等の研修が課題であると考え。また、障害者支援施設は、都道府県や政令指定都市で障害判定を実施している知的障害者更生相談所や児童相談所における知的障害者福祉司や児童福祉司、児童心理司(心理判定員)の専門職の職員の配置や、都道府県職員と連携し多面的に利用者をアセスメントし支援につなげることが望ましいと考える。

#### 5-5 障害者支援施設における虐待発生に伴う対応の過程の現状と課題

志賀、相馬ら(2014)による研究では、地方自治体は、障害者支援施設に早急に指導等を行う必要がある事例も存在するため、早期に柔軟な対応

が必要であり、虐待防止の仕組みが実質的に不十分な障害者支援施設の場合は、虐待防止委員会の設置、規定の整備、支援記録の書類が不十分な事例が少なくないため、合理的な運用方法を検討・研究する必要があることや、障害者支援施設で虐待を行った職員やあるいは疑われる職員に対して労働者保護の法理念を尊重し、就業規則に明文化する労働条件も十分検討する必要があることを指摘している。

障害者支援施設は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について(厚生労働省、2006)」に従うことが義務付けられており、指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の一般原則として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、その従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないことを定めており、運営規程において、虐待防止のための措置に関する事項を定めておかなければならないとされている。

さらに、虐待防止法施行後、厚生労働省は平成25(2013)年2月に「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)(厚生労働省、2013b)」を作成し、平成28(2016)年4月に更新され、その中で「Ⅲ障害者福祉施設等の虐待防止と対応」「Ⅳ虐待が疑われる事案があった場合の対応」についても示している。

しかし、志賀、相馬ら(2014)による「(3)全国版・地方版の新聞で報道された障害者虐待や、それ相当と推測される事件記事、都道府県・市町村が認定した虐待に関する処分や指導内容を、WEBページで公表した文書から施設従事者等の虐待事案の詳細な事例の情報を得るための調査」から、施設従業者が虐待として新聞等に報道されている障害者福祉施設従業者による虐待は、障害者支援施設で虐待防止の体制が整っていない場合や、機能していない状態で起きている場合があり、虐待に発展しないように予防する体制整備が重要であることや、障害者総合支援法や社会福祉法の勧告・指導が利用者の権利擁護を十分に保障して

いるかどうか確認・検証し検討が必要な事件も存在することを指摘している。

また、志賀、相馬ら（2014）は、虐待防止のプロセス毎の重要なポイントとして、まず、「1）予防プロセス」として、虐待が疑われる相談や通報の仕組み、施設内の虐待防止委員会が整備されていない、あるいは機能していないため事件に発展している場合があることを示している。

次に、「2）介入プロセス」として恣意的にならず適切かつ早急に事実確認を行い、素早く適切な事後対応に結びつけることを心がけることや、事実確認の聞き取りは「聞き手が十分な方法論を学んでいる」ことが前提であり、利用者の権利擁護の視点から保護を優先的に検討する必要があることを示している。

さらに、「3）事後対応のプロセス」として、質の高い支援の提供として、最新の研究の知見を基にした実証可能な質の高い支援の提供をめざして、法人や障害者支援施設で企画し、継続的に実施し続けることが重要であることを示している。

平本（2014）による研究では、知的障害者の入所や通所施設における職員による利用者に対する虐待の原因や支援のあり方についての文献調査の結果、「1. 障害者虐待防止法施行と障害者施設における虐待の現状」における「3）職員の理解不足による不適切な関わり」について、職員の倫理観（モラル）の欠如による不適切な関わりの事件が後を絶たず、高い志を持ち、障害者福祉施設従事者等として日が経過し、経験をすることで、獲得していくことも多くある一方、「これぐらいは大丈夫」「多少のことなら問題ないだろう」「バレなきゃ良いだろう」という結果、大きな問題になるのではないかと指摘している。

さらに、「2. 施設職員による不適切な関わりはどのように起こるのか」における「1）施設内虐待の原因（法人、施設）」について、「①知的障害者施設の密室化」として、利用者の家族に対して虚偽の内容を報告した場合、利用者の家族は疑問を持ちつつも、知的障害者入所障害者支援施設に空きがなく、入所待ちの状態が多くの自治体で見られることから、障害者福祉施設従事者等からの報告を鵜呑みすることも考えられることを指摘している。

また、平本（2014）は、「障害者（児）施設における虐待の防止について（厚生労働省、2005）」の通知における「③経験主義の施設ケア体制」として、障害者支援施設における生活支援は先輩職員から継承する「経験主義」を基盤とする支援が中心になりやすく、長崎県島原市、千葉県袖ヶ浦市のケースでは複数の職員が利用者に対して長期間にわたり暴力による支配関係を形成していることから、「障害者（児）施設における虐待の防止について（厚生労働省、2005）」の通知の中で、障害者支援施設内で虐待生じる共通の構図として、「①虐待は密室の環境下で行われる。②障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく。③職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい。」ことを指摘している。

さらに、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（厚生労働省、2016b）」では、「4. 虐待を受けた障害者や家族への対応」として、虐待事案への対応にあたっては、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先し、利用者が安心できる環境づくりに努めることや、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者やその家族に対して障害者支援施設内で起きた事態に対して謝罪も含めて誠意ある対応を行い、法人の理事長等役員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い信頼の回復に努める必要があること。また、「5. 原因の分析と再発の防止」として、虐待を行った職員に対しては、なぜ虐待を起こしたのか、その背景について聞き取り、原因を分析し、虐待は、一人の職員が起こす場合もあれば、複数の職員が起こす場合もあることや、小さな不適切な対応が積み重なってエスカレートし、やがて大きな虐待につながってしまう等のケースも考えられることを指摘している。

しかし、虐待があることを知りながら見て見ぬふりをしてしまう職員や職員相互の指摘ができないような支配的な力関係が職員の間にも働いている場合もあり、虐待防止委員会だけでなく、第三者の立場の有識者にも参加した検証委員会を立ち上

げることが重要であり、行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を具体化した上で、同じ誤りを繰り返すことがないように取り組むことが支援の質を向上させるだけでなく、職員が自信を取り戻し、障害者支援施設が利用者や家族からの信頼を回復することが求められている。ことが示されている。

障害者総合支援法の地域生活支援事業における任意事業の権利擁護支援として、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のために、地域における関係機関の協力体制の整備・充実を図り、過去に虐待のあった障害のある人の家庭訪問を行う障害者虐待防止支援、障害者虐待防止に関する研修、虐待事例の分析を行うための事業が行われており、国は都道府県や市区町村を支援している（内閣府、2016）が、市区町村の任意事業の位置づけであるため、事業の実施体制や実績について明らかにし事業の充実や周知を図る施策は今後の課題であると考えられる。

また、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断」された利用者や家族に対する権利擁護にかかわる法的な対応として、弁護士による法律相談の費用、弁護士委任の費用、接見の費用を補う民間保険がある。保険会社が取り扱う保険にあらかじめ加入することにより、法律の専門職と連携し法的に解決を図る際に備える利用者や家族の自助努力も必要と思われる。

以上から、虐待が市区町村や都道府県などの地方自治体に通告され「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断」されるまでから、虐待を受けたと判断された後の一連の過程の中で、虐待者の障害者福祉施設従事者等や障害者支援施設は、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断」された利用者や家族に対して心身に傷を負わせる行為を行ったことを自覚し、事実を包み隠さず真摯に受け止め、それに対する配慮を踏まえた事実確認に誠実に対応し、原因究明を基にしながら利用者が安心して障害者支援施設を利用することができる障害者虐待の防止対策を検討することが必要である。

また、都道府県の監査や第三者的立場の有識者による検証委員会、福祉サービスの第三者評価を用いて、虐待した職員や役職者に対する刑事責任

や民事責任、行政責任に加え、道義的責任を含めた責任を追究し処分を確実にを行い障害者の人権を尊重できる体制と対応を虐待防止法に明確に位置付ける整備が課題であると考えられる。

## 6. 結論

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する研究動向を分析し、考察することから得られた知見を概観し、障害者虐待の実態と虐待防止策の現状と課題についてまとめることにする。

### 6-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の実態の動向と課題

#### 6-1-1 障害者支援施設の事業者数と利用者数の現状

事業者数は、居宅介護、就労継続支援、生活介護の順で多く、利用者数は、就労継続支援、生活介護、居宅介護の順で多い現状である。平成28（2016）年3月現在、自立支援給付事業では、全事業者数74,787か所、全利用者数1,084,901人である。

#### 6-1-2 障害者支援施設の虐待者の職種と年齢の現状

平成28（2016）年3月現在、虐待者の職種は、生活支援員、管理者、世話人の順で多く、虐待者の年齢は、60歳以上が最も多く、次いで50～59歳、40～49歳の順であり、50歳以上の虐待者が全体の6割近くを占めている。

#### 6-1-3 虐待防止マネジャーの配置の現状と課題

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（厚生労働省、2006）」の通知には、運営規程として、各サービス事業所の管理責任者や各サービス事業所のサービス提供責任者、サービス管理責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で、虐待防止のリーダーになる職員を「虐待防止マネジャー」として配置することが定められているが、統計調査なく実態が不明のため、統計調査を行い、設置状況や実態を明らかにし、対策を検討することが課題である。

#### 6-1-4 虐待を行うリスクが高い職員層の研修の課題

障害者福祉施設従事者は、経験のある職員層に虐待を行うリスクがあり、経験の浅い職員層に影響を及ぼしている可能性があるため、経験のある職員層に対する職員の研修の在り方が課題である。

#### 6-1-5 虐待防止を中核的に担う職員の実態把握の課題

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の実態の把握には、経験のある職員層の支援者を対象とした調査や、虐待防止を中核的に担うサービス管理責任者を対象とした調査により、実態を明らかにし、対策を検討することが課題である。

### 6-2 虐待防止研修の動向と課題

#### 6-2-1 利用者と職員の改善・修正されない相互関係性が繰り返される現状

利用者と職員の日常における相互関係性が環境面や制度面から影響を受け、改善・修正されることなく継続され繰り返され強化される現状がある。

#### 6-2-2 利用者の自傷他害行動を抑制するベテラン職員が新人職員に与える影響の現状

障害者福祉施設従事者等による虐待行為の特徴として、不穏な状態にある利用者の自傷他害行動を抑制するために、熱心なベテラン職員が次第に虐待へ発展し、新人職員に影響を与える職場環境の現状がある。

#### 6-2-3 経験豊富な職員による虐待につながる不適切な支援の現状

障害者福祉施設従事者等による経験豊富な職員による虐待につながる不適切な支援は、他の職員が「間違っている」と気づいても直接注意や上司に報告しづらい風土が出来やすく、過去に虐待に関連した運営上の問題や苦情解決等における権利擁護の問題解決の経験が少ない施設では、虐待発覚直後に職員間で「何が虐待に相当するか」という混乱が生じる現状がある。

#### 6-2-4 利用者の権利擁護の視点から利用者と向き合う姿勢を醸成する課題

利用者の権利擁護の視点から、支援に迷う事例、不適切な支援の事例を職場内で積極的に取り上

げ、職員間で議論や検討を行う機会を設けることは重要で有効な手段であり、利用者と向き合う姿勢を職場全体で醸成することが今後の課題である。

#### 6-2-5 障害者虐待の実態に即した虐待防止研修の検証や検討の課題

虐待防止研修の県研修では、研修プログラムやカリキュラム及び他の研修と関連したプログラム、研修の実施方法、受講対象者、研修時間について、障害者虐待の防止対策としてどのような研修が必要なのか、障害者虐待の実態と、これまで実施してきた国研修や県研修と、障害者福祉施設従事者等に対する効果を検証し、虐待防止研修の内容を検討することが課題である。

### 6-3 市町村障害者虐待防止センター職員の利用者へのアセスメントの現状と課題

#### 6-3-1 虐待防止に関する通報・相談・認知体制整備が十分でない地方自治体の現状

平成25(2013)年の調査結果報告書によれば、「市町村や都道府県が虐待として認定した件数とその割合」として、全国の障害者福祉施設従事者等の虐待が認定される割合は、認定調査件数あるいは通報・相談件数の1割から2割に過ぎず、「地方自治体の障害者福祉施設従事者等の虐待の通報件数、認知件数の取組状況」として、虐待防止に関する通報・相談・認知体制整備が十分でない地域の存在が疑われる現状がある。

#### 6-3-2 市町村職員による虐待認定の判断の限界や信憑性に対する疑念の現状

「障害者虐待防止法」では、市町村虐待防止センターにて虐待防止に携わる具体的な職員の職種、任用資格や国家資格、専門職の要件については定められていないため、市町村職員による「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断」に対する限界や判断を行う信憑性に疑念がみられる現状がある。

#### 6-3-3 都道府県等の専門職の積極的な活用の位置付けがない現状と法改正や体制の整備の課題

市町村虐待防止センターの市町村職員は、都道府県や政令指定都市で障害判定を実施している知

的障害者更生相談所や児童相談所における知的障害者福祉司や児童福祉司、児童心理司（心理判定員）のなど専門職の積極的な活用が虐待防止法に位置付けていない現状からも、積極的な活用を可能とする法改正や体制の整備が望ましく喫緊の課題である。

#### 6-3-4 利用者をアセスメントする市町村職員の専門性の育成や研修の課題

市町村虐待防止センターの市町村職員は、「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断された利用者をアセスメントする専門性が必要であり、市町村職員の育成や研修が課題である。

#### 6-3-5 市町村虐待防止センターに心理司などの専門職の職員の配置の位置付けがない現状と法改正や体制の整備の課題

市町村虐待防止センターの市町村職員は、「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断を行うことに限界があるため、都道府県や政令指定都市で障害判定を実施している知的障害者更生相談所や児童相談所における知的障害者福祉司や児童福祉司、児童心理司（心理判定員）などの専門職の職員配置が必要であり、今後の課題である。

#### 6-4 障害者福祉施設従事者の利用者へのアセスメントの現状と課題

##### 6-4-1 利用者から職員への暴力の実態把握の課題

障害者支援施設の利用者による職員への暴力の件数についての調査がなく、実態が明らかになっていない現状があり課題である。

##### 6-4-2 言語化や環境の適応が不十分な利用者への虐待の現状

知的障害の利用者も、日々の生活のなかで不快なできごとに遭遇し、不穏な状況に陥ることもあり、言語化や環境への適応が充分でない利用者は、生育過程で養育者等から虐待を受けている場合も稀ではない現状がある。

##### 6-4-3 日々の生活支援上の行為が虐待へ変化し発生している現状

知的障害の利用者に対する虐待は、突発的に起こるのではなく、日々の生活支援上の行為の一つ

が虐待へと変化して発生する現状がある。

##### 6-4-4 障害者福祉施設従事者等の経験の言語化や自己覚知による利用者との信頼関係や支援の質の向上の課題

障害者福祉施設従事者等は、障害者支援施設における虐待を防止するために、自らの経験を言語化し自己覚知することが必要であり、利用者との信頼関係を深める視点を持ち支援の質の向上を図ることが課題である。

##### 6-4-5 利用者をアセスメントする障害者福祉施設従事者等の専門性の育成や研修の課題

障害者福祉施設従事者等は、知的障害の利用者の心理的な理解や応用行動分析学などによる行動理解（機能的アセスメント）を行いながら利用者をアセスメントする専門性が課題である。

##### 6-4-6 利用者をアセスメントする障害者福祉施設従事者等の専門性の育成や研修の課題

障害者福祉施設従事者等は、通常の日常生活の支援行為が、ある状況下で虐待へと異変することから、職場内の環境的配慮や危機管理として、利用者の障害の複雑化やニーズの多様化からも、職員が障害特性を学び、他者理解を行う障害者虐待を防止することができる障害者福祉施設従事者等の育成や研修が必要であり、今後の課題である。

##### 6-4-7 障害者支援施設における心理司などの専門職の職員の配置や専門職の積極的な活用の位置付けに対する法改正や体制の整備の課題

障害者支援施設は、都道府県や政令指定都市で障害判定を実施している知的障害者更生相談所や児童相談所における知的障害者福祉司や児童福祉司、児童心理司（心理判定員）の専門職の職員の配置や、都道府県職員と連携し多面的に利用者アセスメントし支援につなげる必要があり、今後の課題である。

#### 6-5 障害者支援施設における虐待発生時における対応の過程の現状と課題

##### 6-5-1 虐待防止の取り組みが不十分な障害者支援施設の現状と虐待防止の課題

虐待防止の仕組みが実質的に不十分な障害者支援施設の場合は、虐待防止委員会の設置、規定の整備、支援記録の書類が不十分な事例が少なくない現状がある。虐待に発展しないように予防する体制整備が重要であり、今後の課題である。

#### 6-5-2 虐待者の職員や疑われる職員に対する労働者保護の課題

障害者支援施設で虐待者の職員やあるいは疑われる職員に対して労働者保護の法理念を尊重し、就業規則に明文化する労働条件の検討が課題である。

#### 6-5-3 利用者の権利擁護を保障する方法の課題

障害者総合支援法や社会福祉法の勧告・指導が利用者の権利擁護を十分に保障しているかどうか確認・検証し検討することが課題である。

#### 6-5-4 利用者の家族の障害者福祉施設従事者等に対する疑問の表出の困難利用者や家族の不利益の現状

利用者の家族に対して虚偽の内容を報告した場合、利用者の家族は疑問を持ちつつも、知的障害者入所障害者支援施設に空きがなく、入所待ちの状態が多く自治体で見られることから、障害者福祉施設従事者等からの報告を鵜呑みすることも考えられる現状がある。

#### 6-5-5 虐待者の誠実な対応を促す方法や原因究明を基にした障害者虐待の防止対策の検討の課題

虐待者の障害者福祉施設従事者等や障害者支援施設は、利用者や家族に対して心身に傷を負わせる行為を行ったことを自覚し、事実を包み隠さず真摯に受け止め、それに対する配慮を踏まえた事実確認に誠実に対応し、原因究明を基にしながら利用者が安心して障害者支援施設を利用することができる障害者虐待の防止対策の検討が課題である。

#### 6-5-6 虐待者への厳罰な処分を確実に行う位置付けに対する法改正や体制の整備の課題

都道府県の監査や第三者的立場の有識者による検証委員会、福祉サービスの第三者評価を用いて、虐待した職員や役職者に対する刑事責任や民事責

任、行政責任に加え、道義的責任を含めた責任を追及し処分を確実にを行い障害者の人権を尊重できる体制と対応を虐待防止法に明確に位置付ける整備が課題である。

## 7. 引用文献

- 1) 愛甲修子「青年期の知的障害者の体験世界—知的障害者授産施設における面接調査から—」『淑徳大学社会福祉研究所総合福祉研究室総合福祉研究』19巻、81-92頁、2014年。
- 2) 五味洋一・志賀利一・村岡美幸ら「相談機関における障害者虐待の認知状況（その2）：地域の相談機関における虐待事例の分析—障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究—」『独立行政法人国立重度知的障害者総合施設望みの園紀要』8巻、35-50頁、2014年。
- 3) 五味洋一・志賀利一・大村美保ら「相談機関における障害者虐待の認知状況（その1）：平成25~26年度往復はがき調査結果の比較を中心に—障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究—」『独立行政法人国立重度知的障害者総合施設望みの園紀要』8巻、30-34頁、2014年。
- 4) 平本譲「知的障害者施設における障害者虐待防止法に基づく支援の現状と課題」『足利短期大学研究紀要』34巻1号、2014年。
- 5) 石川瞭子・佐藤量子「知的障害者福祉施設における虐待の未然防止に関する研究—ロールプレイを用いた職員研修の可能性について—」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』12巻、91-103頁、2014年。
- 6) 厚生労働省『障害者（児）施設における虐待の防止について』2005年。
- 7) 厚生労働省『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について』2006年。
- 8) 厚生労働省『障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）』2012年a。
- 9) 厚生労働省『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』2012年b。

- 10) 厚生労働省『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』2013年a。
  - 11) 厚生労働省『障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）』2013年b。
  - 12) 厚生労働省『強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者用テキスト』2014年a。
  - 13) 厚生労働省『障害児支援の在り方に関する検討会報告書』2014年b。
  - 14) 厚生労働省「障害者福祉サービスにかかわる自立支援給付の体系（平成28年3月現在）」『厚生労働白書』2016年a。
  - 15) 厚生労働省『障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）』2016年b。
  - 16) 厚生労働省『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』2016年c。
  - 17) 厚生労働省『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について』2016年d。
  - 18) 村上義次「影描画法を通して見た発達障害児の内面の変化」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』18巻2号、179-189頁、2010年。
  - 19) 村岡美幸・相馬大祐・志賀利一ら「都道府県・政令指定都市における障害者虐待防止・権利擁護研修のプログラム及び実施状況について―障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究―」『独立行政法人国立重度知的障害者総合施設望みの園紀要』9巻、65-85頁、2015年。
  - 20) 内閣府『障害者白書』91頁、2016年。
  - 21) 奥田健次「子どもへの虐待に対する積極的対応のために―応用行動分析学による支援の可能性―」『日本犯罪心理学会犯罪心理学研究』39巻、188-191頁、2001年。
  - 22) 大村美保・志賀利一・相馬大祐ら「相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究・相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から一障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究―」『独立行政法人国立重度知的障害者総合施設望みの園紀要』7巻、93-102頁、2013年。
  - 23) 大村美保・志賀利一・信原和典ら「養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究：分離保護実績のある5自治体の聞き取り調査より一障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究―」『独立行政法人国立重度知的障害者総合施設望みの園紀要』8巻、51-57頁、2014年。
  - 24) 『産経新聞』2015年3月5日雑報。
  - 25) 志賀利一・小川浩・相馬大祐ら「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究―障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究―」『独立行政法人国立重度知的障害者総合施設望みの園紀要』9巻、52-59頁、2015年。
  - 26) 志賀利一・相馬大祐・信原和典ら「障害者福祉施設従事者等の虐待防止と対応―障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究―」『独立行政法人国立重度知的障害者総合施設望みの園紀要』8巻、58-80頁、2014年。
  - 27) 相馬大祐・志賀利一・村岡美幸ら「相談機関における障害者虐待の認知状況：3年間の往復はがき調査結果の比較から一障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究―」『独立行政法人国立重度知的障害者総合施設望みの園紀要』9巻、60-64頁、2015年。
  - 28) 鈴木敏彦・横川剛毅・河合高鋭「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止に関する研究―知的障害者支援領域を中心に―」『和泉短期大学研究紀要』34巻、11-22頁、2014年。
  - 29) 鈴木敏彦・横川剛毅「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止に関する研究(3)」『和泉短期大学研究紀要』36巻、9-19頁、2016年。
  - 30) 鈴木敏彦・横川剛毅・河合高鋭「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止に関する研究(2)」『和泉短期大学研究紀要』35巻、1-13頁、2015年。
  - 31) 『山口新聞』2015年6月11日雑報。
- (受付 2017.3.28 受理 2017.6.19)